

令和5年第4回姫路市議会
定例会提出議案

議案第138号～議案第208号
諮問第1号
報告第33号～報告第45号

目 次

ページ

議案第138号	姫路市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する 条例について……………	1
議案第139号	姫路市立公民館条例の一部を改正する条例について……………	2
議案第140号	姫路市地域社会活性化基金条例の一部を改正する条例について……	17
議案第141号	姫路市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例 について……………	18
議案第142号	姫路市霊きゅう自動車使用料条例の一部を改正する条例につ いて……………	20
議案第143号	姫路市立斎場条例の一部を改正する条例について……………	21
議案第144号	姫路市霊苑条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第145号	姫路市名古屋山霊苑仏舎利塔条例の一部を改正する条例について……	24
議案第146号	姫路市名古屋山霊苑納骨堂条例の一部を改正する条例について……	25
議案第147号	姫路市市民会館条例の一部を改正する条例について……………	26
議案第148号	姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例について……	29
議案第149号	姫路市花の北市民広場条例の一部を改正する条例について……………	38
議案第150号	姫路市立生涯学習大学校条例の一部を改正する条例について……………	40
議案第151号	姫路市立好古学園大学校条例の一部を改正する条例について……………	41
議案第152号	姫路市環境ふれあいセンター条例の一部を改正する条例につ いて……………	42
議案第153号	姫路市立網干健康増進センター条例の一部を改正する条例に ついて……………	43
議案第154号	姫路市夢さき夢のさと条例の一部を改正する条例について……………	44
議案第155号	姫路市はやしだ交流センター条例の一部を改正する条例につ いて……………	45
議案第156号	姫路市漁港管理条例の一部を改正する条例について……………	47
議案第157号	姫路市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について……………	49

議案第158号	姫路市すこやかセンター条例の一部を改正する条例について……………	50
議案第159号	姫路市社会福祉事業施設条例の一部を改正する条例について……………	52
議案第160号	姫路市立診療所条例の一部を改正する条例について……………	53
議案第161号	姫路市休日・夜間急病センター条例の一部を改正する条例に ついて……………	55
議案第162号	姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例について……	57
議案第163号	姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例について……………	59
議案第164号	姫路市宿泊型児童館条例の一部を改正する条例について……………	60
議案第165号	姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	61
議案第166号	姫路市書写山観光施設条例の一部を改正する条例について……………	62
議案第167号	姫路市立美術館条例の一部を改正する条例について……………	64
議案第168号	姫路文学館条例の一部を改正する条例について……………	65
議案第169号	姫路市書写の里・美術工芸館条例の一部を改正する条例につ いて……………	66
議案第170号	姫路キャスパホール条例の一部を改正する条例について……………	67
議案第171号	姫路市民プラザ条例の一部を改正する条例について……………	69
議案第172号	姫路市国際交流センター条例の一部を改正する条例について……………	72
議案第173号	姫路市立動物園条例の一部を改正する条例について……………	74
議案第174号	姫路みなとドーム条例の一部を改正する条例について……………	75
議案第175号	姫路駅北にぎわい交流広場条例の一部を改正する条例について……	76
議案第176号	姫路市体育施設条例の一部を改正する条例について……………	77
議案第177号	姫路市立手柄山温室植物園条例の一部を改正する条例について……	82
議案第178号	姫路市平和資料館条例の一部を改正する条例について……………	83
議案第179号	姫路市立水族館条例の一部を改正する条例について……………	84
議案第180号	姫路市立公園条例の一部を改正する条例について……………	85
議案第181号	姫路市給水条例の一部を改正する条例について……………	86

議案第182号	姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例について……	87
議案第183号	姫路市青少年センター条例の一部を改正する条例について……	88
議案第184号	姫路科学館条例の一部を改正する条例について……	89
議案第185号	姫路市立図書館併設ホール条例の一部を改正する条例について……	90
議案第186号	姫路市市民会館に係る指定管理者の指定について……	92
議案第187号	姫路市城乾市民センター等に係る指定管理者の指定について……	93
議案第188号	姫路市花の北市民広場に係る指定管理者の指定について……	94
議案第189号	姫路市南恒屋ふれあい農園に係る指定管理者の指定について……	95
議案第190号	姫路市夢さき夢のさとに係る指定管理者の指定について……	96
議案第191号	姫路市石倉峯相の里に係る指定管理者の指定について……	97
議案第192号	姫路市休日・夜間急病センターに係る指定管理者の指定につ いて……	98
議案第193号	姫路市立飾磨児童センター等に係る指定管理者の指定について……	99
議案第194号	姫路市書写山観光施設に係る指定管理者の指定について……	100
議案第195号	姫路キャスパホールに係る指定管理者の指定について……	101
議案第196号	姫路城西御屋敷跡庭園好古園に係る指定管理者の指定について…	102
議案第197号	姫路みなとドームに係る指定管理者の指定について……	103
議案第198号	姫路市立総合スポーツ会館等に係る指定管理者の指定について…	104
議案第199号	姫路市立飾磨体育館に係る指定管理者の指定について……	105
議案第200号	姫路市立手柄山温室植物園に係る指定管理者の指定について……	106
議案第201号	財産区管理委員の選任について……	107
議案第202号	財産区管理委員の選任について……	110
議案第203号	議決更正について……	113
議案第204号	議決更正について……	114
議案第205号	議決更正について……	115
議案第206号	議決更正について……	116
議案第207号	議決更正について……	117
議案第208号	姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例について……	118

諮問第	1 号	督促処分に対する審査請求に係る諮問について……………	1 1 9
報告第	3 3 号	専決処分の報告について……………	1 2 3
報告第	3 4 号	専決処分の報告について……………	1 2 4
報告第	3 5 号	専決処分の報告について……………	1 2 5
報告第	3 6 号	専決処分の報告について……………	1 2 6
報告第	3 7 号	専決処分の報告について……………	1 2 9
報告第	3 8 号	専決処分の報告について……………	1 3 0
報告第	3 9 号	専決処分の報告について……………	1 3 1
報告第	4 0 号	専決処分の報告について……………	1 3 2
報告第	4 1 号	専決処分の報告について……………	1 3 3
報告第	4 2 号	専決処分の報告について……………	1 3 4
報告第	4 3 号	専決処分の報告について……………	1 3 5
報告第	4 4 号	専決処分の報告について……………	1 3 6
報告第	4 5 号	専決処分の報告について……………	1 3 7

議 案 第 1 3 8 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

姫路市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

姫路市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

姫路市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 2 3 年姫路市条例第 4 3 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に、「第 4 4 条」を「第 2 6 条
の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ
等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 3 9 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立公民館条例の一部を改正する条例について

姫路市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立公民館条例の一部を改正する条例

姫路市立公民館条例（昭和 6 0 年姫路市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 1 0 条関係）

公民館名	室名	午前	午後	夜間
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
太市公民館	第 1 研修室	円 4 5 0	円 6 0 0	円 4 5 0
	第 2 研修室	3 0 0	4 5 0	3 0 0
	第 1 会議室	6 0 0	7 5 0	6 0 0
	第 2 会議室	6 0 0	7 5 0	6 0 0
	料理実習室	8 0 0	1, 0 0 0	8 0 0
花田公民館	第 1 研修室	4 0 0	6 0 0	4 0 0
	第 2 研修室	3 0 0	5 0 0	3 0 0
	第 1 会議室	6 0 0	8 0 0	6 0 0
	第 2 会議室	6 0 0	8 0 0	6 0 0
	料理実習室	8 0 0	9 5 0	8 0 0

御国野公民館	研修室	300	400	300
	大会議室	950	1,400	950
	中会議室	600	850	600
	小会議室	300	400	300
	料理実習室	800	950	800
谷外公民館	第1研修室	500	700	500
	第2研修室	600	750	600
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
豊富公民館	第1研修室	400	600	400
	第2研修室	400	500	400
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	第3会議室	450	700	450
	料理実習室	800	950	800
山田公民館	第1研修室	300	450	300
	第2研修室	400	500	400
	第1会議室	600	750	600
	第2会議室	600	750	600
	第3会議室	500	700	500
	料理実習室	900	1,100	900
的形公民館	第1研修室	450	600	450
	第2研修室	300	450	300
	第1会議室	600	750	600
	第2会議室	600	750	600
	第3会議室	700	850	700

	料理実習室	700	900	700
大塩公民館	第1研修室	450	700	450
	第2研修室	400	500	400
	第1会議室	600	850	600
	第2会議室	600	850	600
	第3会議室	150	300	150
	第4会議室	1,100	1,550	1,100
	料理実習室	700	900	700
勝原公民館	第1研修室	400	500	400
	第2研修室	300	400	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	900	1,100	900
高岡公民館	第1研修室	150	300	150
	第2研修室	300	400	300
	第1会議室	750	1,100	750
	第2会議室	750	950	750
	料理実習室	800	1,000	800
曾左公民館	第1研修室	400	500	400
	第2研修室	300	500	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
四郷公民館	第1研修室	450	600	450
	第2研修室	300	500	300
	会議室	1,100	1,550	1,100
	料理実習室	800	950	800

大津公民館	第1研修室	450	600	450
	第2研修室	400	600	400
	第1会議室	600	800	600
	第2会議室	600	800	600
	実習室	600	850	600
八木公民館	第1研修室	400	500	400
	第2研修室	300	500	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
糸引公民館	第1研修室	400	500	400
	第2研修室	500	700	500
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
余部公民館	第1研修室	300	450	300
	第2研修室	300	450	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	1,000	800
網干公民館	第1研修室	400	600	400
	第2研修室	300	450	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
林田公民館	第1研修室	300	300	300
	第2研修室	300	300	300

	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	700	900	700
伊勢公民館	第1研修室	150	300	150
	第2研修室	300	400	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
英賀保公民館	第1研修室	700	850	700
	第2研修室	150	150	150
	第1会議室	600	800	600
	第2会議室	600	800	600
	料理実習室	800	950	800
東公民館	第1研修室	400	500	400
	第2研修室	500	700	500
	第1会議室	700	950	700
	第2会議室	850	1,100	850
	料理実習室	700	900	700
旭陽公民館	第1研修室	500	700	500
	第2研修室	300	450	300
	第1会議室	600	850	600
	第2会議室	600	850	600
	料理実習室	800	950	800
妻鹿公民館	第1研修室	500	700	500
	第2研修室	400	600	400
	第1会議室	1,250	1,550	1,250
	第2会議室	500	700	500

	第3会議室	400	600	400
	料理実習室	800	950	800
峰相公民館	第1研修室	400	500	400
	第2研修室	300	500	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	700	900	700
別所公民館	第1研修室	450	600	450
	第2研修室	300	450	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	第3会議室	400	600	400
	料理実習室	800	950	800
八幡公民館	第1研修室	400	600	400
	第2研修室	300	450	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
荒川公民館	第1研修室	450	600	450
	第2研修室	450	600	450
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
谷内公民館	第1研修室	450	700	450
	第2研修室	300	450	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700

	第3会議室	600	700	600
	料理実習室	800	950	800
津田公民館	第1研修室	400	600	400
	第2研修室	400	600	400
	第1会議室	600	750	600
	第2会議室	600	750	600
	第3会議室	150	300	150
	料理実習室	800	950	800
青山公民館	第1研修室	600	750	600
	第2研修室	400	500	400
	第1会議室	700	950	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
高浜公民館	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	第3会議室	450	600	450
	第4会議室	400	500	400
	第5会議室	700	850	700
	第6会議室	300	450	300
	料理実習室	700	900	700
城乾公民館	第1研修室	450	600	450
	第2研修室	300	400	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
安室東公民館	体育館A	1,000	1,200	1,000
	体育館B	1,000	1,200	1,000

	体育館C	1,000	1,200	1,000
	トレーニング室	600	900	600
	第1会議室	1,250	1,700	1,250
	第2会議室	1,100	1,400	1,100
	第3会議室	750	1,100	750
	第4会議室	500	700	500
	第5会議室	300	400	300
	第6会議室	850	1,100	850
	和室1	300	450	300
	和室2	500	700	500
	料理実習室	1,100	1,400	1,100
砥堀公民館	第1研修室	300	300	300
	第2研修室	300	300	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	第3会議室	700	850	700
	料理実習室	700	900	700
広峰公民館	第1研修室	300	400	300
	第2研修室	300	400	300
	第1会議室	600	750	600
	第2会議室	600	750	600
	料理実習室	800	950	800
城の西公民館	研修室	300	450	300
	第1会議室	450	700	450
	第2会議室	700	850	700
	第3会議室	600	750	600
	料理実習室	700	900	700

城陽公民館	第1研修室	300	300	300
	第2研修室	300	300	300
	第1会議室	600	850	600
	第2会議室	600	850	600
	料理実習室	800	900	800
手柄公民館	第1研修室	300	450	300
	第2研修室	400	500	400
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
高岡西公民館	第1研修室	400	600	400
	第2研修室	400	500	400
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	第3会議室	400	600	400
	料理実習室	800	950	800
南大津公民館	第1研修室	400	500	400
	第2研修室	300	450	300
	第1会議室	600	850	600
	第2会議室	700	850	700
	第3会議室	600	750	600
	料理実習室	800	950	800
大津茂公民館	第1研修室	300	450	300
	第2研修室	300	450	300
	第1会議室	600	750	600
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	1,000	800

船場公民館	第1研修室	400	500	400
	第2研修室	300	450	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	500	700	500
	第3会議室	450	600	450
	料理実習室	700	900	700
網干西公民館	第1研修室	400	600	400
	第2研修室	300	450	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
安室公民館	第1研修室	400	600	400
	第2研修室	300	500	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	第3会議室	400	600	400
	料理実習室	800	950	800
野里公民館	第1研修室	450	600	450
	第2研修室	400	600	400
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
城北公民館	第1研修室	400	500	400
	第2研修室	400	500	400
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800

城南公民館	第1研修室	400	600	400
	第2研修室	400	500	400
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
城東公民館	第1研修室	400	500	400
	第2研修室	300	450	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	第3会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
飾磨公民館	第1研修室	400	600	400
	第2研修室	300	500	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	600	850	600
	料理実習室	800	950	800
広畑公民館	第1研修室	400	600	400
	第2研修室	300	500	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
白鳥公民館	第1研修室	400	500	400
	第2研修室	300	500	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
白浜公民館	第1研修室	400	500	400

	第2研修室	300	400	300
	第1会議室	700	850	700
	第2会議室	700	850	700
	料理実習室	800	950	800
家島公民館	第1研修室	150	300	150
	第2研修室	300	300	300
	第1会議室	600	750	600
	第2会議室	600	850	600
	料理実習室	800	950	800
前之庄公民館	第1会議室	1,250	1,700	1,250
	第2会議室	1,550	1,950	1,550
	第3会議室	1,850	2,400	1,850
	第4会議室	450	600	450
	研修室	1,100	1,400	1,100
	料理実習室	1,200	1,500	1,200
菅生公民館	談話室	150	300	150
	講習室1	500	700	500
	講習室2	500	700	500
	講習室3	600	700	600
	相談室	300	400	300
	軽運動室	2,100	2,600	2,100
	料理実習室	950	1,300	950
置塩公民館	多目的研修室	6,300	8,400	6,300
	研修室A	850	1,100	850
	研修室B	300	450	300
	和室A	950	1,250	950
	和室B	300	450	300

	工作実習室	800	1,100	800
	料理実習室	1,000	1,300	1,000
香寺公民館	第1会議室	500	700	500
	第2会議室	500	600	500
	多目的ホール1	850	1,100	850
	多目的ホール2	750	950	750
	多目的ホール3	750	950	750
	創造室	950	1,400	950
	講座室	950	1,100	950
	料理実習室	1,300	1,700	1,300
	遊戯室	600	750	600
	学習室1	500	700	500
	学習室2	500	700	500
	学習室3	500	700	500
	作法室	500	700	500
	和室1	750	950	750
	和室2	750	1,100	750
香寺北公民館	第1和室	400	500	400
	第2和室	300	400	300
	研修室	700	950	700
	第1会議室	300	450	300
	第2会議室	150	150	150
	第3会議室	150	300	150
	講座室	1,250	1,850	1,250
安富公民館	第1学習室	450	700	450
	第2学習室	700	850	700
	第3学習室	700	850	700

	第4 学習室	3 0 0	3 0 0	3 0 0
	陶芸教室	7 0 0	8 5 0	7 0 0
	料理実習室	1, 4 0 0	1, 8 0 0	1, 4 0 0
広畑第二公民館	第1 研修室	4 0 0	5 0 0	4 0 0
	第2 研修室	4 0 0	5 0 0	4 0 0
	第1 会議室	7 0 0	8 5 0	7 0 0
	第2 会議室	7 0 0	8 5 0	7 0 0
	料理実習室	8 0 0	9 5 0	8 0 0
古知公民館	多目的教室	1, 9 5 0	2, 5 5 0	1, 9 5 0
	研修室	1 5 0	3 0 0	1 5 0
	第1 会議室	7 0 0	8 5 0	7 0 0
	第2 会議室	3 0 0	4 5 0	3 0 0
	料理実習室	9 5 0	1, 2 5 0	9 5 0
城巽公民館	第1 研修室	3 0 0	4 5 0	3 0 0
	第2 研修室	3 0 0	4 0 0	3 0 0
	第1 会議室	9 5 0	1, 2 5 0	9 5 0
	第2 会議室	8 5 0	1, 1 0 0	8 5 0
	第3 会議室	9 5 0	1, 2 5 0	9 5 0
	料理実習室	9 5 0	1, 2 0 0	9 5 0
増位公民館	第1 研修室	1 5 0	3 0 0	1 5 0
	第2 研修室	3 0 0	4 0 0	3 0 0
	第1 会議室	7 0 0	8 5 0	7 0 0
	第2 会議室	7 0 0	8 5 0	7 0 0
	料理実習室	8 0 0	1, 0 0 0	8 0 0
上菅公民館	第1 会議室	3 0 0	4 5 0	3 0 0
	第2 会議室	7 5 0	1, 1 0 0	7 5 0
	第3 会議室	4 5 0	6 0 0	4 5 0

	研修室	300	400	300
	工作室	700	950	700
	体育館	5,900	7,900	5,900
	料理実習室	1,100	1,400	1,100
筋野公民館	健康相談室	300	450	300
	生活相談室	300	450	300
	創作室	400	500	400
	大会議室	1,550	1,950	1,550
	料理実習室	700	800	700
飾磨橋東公民館	研修室	150	300	150
	第1会議室	750	1,100	750
	第2会議室	500	700	500
	第3会議室	150	300	150
	料理実習室	700	800	700

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 4 0 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市地域社会活性化基金条例の一部を改正する条例について

姫路市地域社会活性化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市地域社会活性化基金条例の一部を改正する条例

姫路市地域社会活性化基金条例（平成 3 年姫路市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前条の趣旨に添う寄附金は、基金に追加して積み立てることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 4 1 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例について

姫路市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

姫路市男女共同参画推進センター条例（平成 1 3 年姫路市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 目の表多目的ホールの項平日の目中「7, 330」を「8, 000」に、「12, 220」を「13, 400」に、「11, 500」を「12, 600」に、「31, 050」を「34, 000」に改め、同項土曜日、日曜日及び休日の目中「9, 160」を「10, 000」に、「15, 270」を「16, 700」に、「14, 360」を「15, 700」に、「38, 790」を「42, 400」に改め、同表創作室の項中「2, 030」を「2, 200」に、「2, 640」を「2, 900」に、「6, 700」を「7, 300」に改め、同表料理室の項中「3, 560」を「3, 900」に、「4, 680」を「5, 100」に、「11, 800」を「12, 900」に改め、同表フィットネスルームの項中「3, 760」を「4, 100」に、「4, 990」を「5, 400」に、「12, 510」を「13, 600」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に

係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 4 2 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市霊きゅう自動車使用料条例の一部を改正する条例について

姫路市霊きゅう自動車使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市霊きゅう自動車使用料条例の一部を改正する条例

姫路市霊きゅう自動車使用料条例（昭和 3 4 年姫路市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0, 1 8 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 5 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 4 3 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立斎場条例の一部を改正する条例について

姫路市立斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立斎場条例の一部を改正する条例

姫路市立斎場条例（昭和 3 7 年姫路市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表使用料の欄を次のように改める。

使用料	
市民	市民以外
円	円
1 2, 0 0 0	7 2, 0 0 0
6, 0 0 0	3 6, 0 0 0
2, 4 0 0	1 4, 4 0 0
3, 0 0 0	1 8, 0 0 0
6, 0 0 0	3 6, 0 0 0
3, 0 0 0	1 8, 0 0 0
6, 0 0 0	3 6, 0 0 0
3 6, 0 0 0	7 2, 0 0 0
2, 6 0 0	5, 2 0 0
2, 6 0 0	5, 2 0 0
1, 3 0 0	2, 6 0 0

別表第 2 号の表使用料の欄を次のように改める。

使用料	
市民	市民以外
円	円
12,000	72,000
6,000	36,000
2,400	14,400
3,000	18,000
6,000	36,000
3,000	18,000
6,000	36,000

別表第3号の表使用料の欄を次のように改める。

使用料	
市民	市民以外
円	円
3,000	18,000
6,000	36,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 4 4 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市霊苑条例の一部を改正する条例について

姫路市霊苑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市霊苑条例の一部を改正する条例

姫路市霊苑条例（昭和 3 7 年姫路市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「3 0, 0 0 0 円」を「3 7, 0 0 0 円」に改める。

第 1 4 条中「2 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を「3 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 1 3 条及び第 1 4 条の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る清掃料及び手数料について適用し、同日前にされた申請に係る清掃料及び手数料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 4 5 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市名古屋山霊苑仏舎利塔条例の一部を改正する条例について

姫路市名古屋山霊苑仏舎利塔条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市名古屋山霊苑仏舎利塔条例の一部を改正する条例

姫路市名古屋山霊苑仏舎利塔条例（昭和 3 9 年姫路市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「2 1 0 円」を「2 5 0 円」に改め、同条第 2 号中「満 5 歳以上満 1 3 歳」を「5 歳以上 1 3 歳」に改める。

第 6 条第 1 号中「満 5 歳」を「5 歳」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 4 6 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市名古屋山霊苑納骨堂条例の一部を改正する条例について

姫路市名古屋山霊苑納骨堂条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市名古屋山霊苑納骨堂条例の一部を改正する条例

姫路市名古屋山霊苑納骨堂条例（昭和 3 9 年姫路市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「1 2, 0 0 0 円」を「1 7, 0 0 0 円」に、「9 0, 0 0 0 円」を「1 1 1, 0 0 0 円」に改める。

第 8 条第 2 項中「うけよう」を「受けよう」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 4 7 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市市民会館条例の一部を改正する条例について

姫路市市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市市民会館条例の一部を改正する条例

姫路市市民会館条例（昭和 5 0 年姫路市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 基本使用料

区分			午前	午後	夜間	全日
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 1 0 時まで	午前 9 時から 午後 1 0 時まで
ホ ー ル 施 設	ホ ー ル	平日	円 1 2, 5 0 0	円 2 0, 2 0 0	円 2 5, 2 0 0	円 5 7, 9 0 0
		土曜日、日曜日及び休日	1 5, 1 0 0	2 5, 2 0 0	3 0, 3 0 0	7 0, 6 0 0
	第 1 楽屋		3 0 0	3 0 0	3 0 0	9 0 0
	第 2 楽屋		3 0 0	3 0 0	3 0 0	9 0 0
	第 3 楽屋		1, 1 0 0	1, 6 0 0	1, 6 0 0	4, 3 0 0
	展示室		平日	3, 4 0 0	4, 5 0 0	4, 5 0 0
		土曜日、日曜日	3, 9 0 0	5, 0 0 0	5, 0 0 0	1 3, 9 0 0

		日及び休日				
会議 施設	特別会議室		3,900	5,000	5,000	13,900
	第1会議室		2,200	3,000	3,000	8,200
	第2会議室		5,400	6,700	6,700	18,800
	第2会議室控室		700	800	800	2,300
	第3会議室		2,300	3,000	3,000	8,300
	第4会議室		1,800	2,600	2,600	7,000
	第5会議室		2,000	2,700	2,700	7,400
	第6会議室		4,000	5,400	5,400	14,800
	第7会議室（和室）		1,900	2,600	2,600	7,100
	第8会議室（和室）		1,500	1,700	1,700	4,900
	第9会議室		1,600	1,900	1,900	5,400
	第10会議室		2,700	3,700	3,700	10,100
	第11会議室		3,100	4,300	4,300	11,700
社会 教育 施設	第1教室	教室のみの 場合	2,200	3,000	3,000	8,200
		準備室を含 む場合	2,700	3,600	3,600	9,900
	第2教室		1,800	2,300	2,300	6,400
	被服教室		2,000	2,700	2,700	7,400
	茶華道教室		2,000	2,700	2,700	7,400
	音楽教室		2,200	3,000	3,000	8,200
	料理教室（準備室を含 む。）		3,600	4,800	4,800	13,200

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 4 8 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例について

姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例

姫路市地区市民センター条例（昭和 5 1 年姫路市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項を次のように改める。

1 基本使用料

(1) 姫路市西市民センター

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
大ホール	円 5, 0 0 0	円 6, 7 0 0	円 5, 0 0 0	円 1 6, 7 0 0
中ホール	1, 2 0 0	1, 7 0 0	1, 3 0 0	4, 2 0 0
和室（1）	7 0 0	1, 0 0 0	7 0 0	2, 4 0 0
和室（2）	8 0 0	1, 1 0 0	8 0 0	2, 7 0 0
和室（3）	1, 1 0 0	1, 3 0 0	1, 3 0 0	3, 7 0 0
普通教室	6 0 0	7 0 0	7 0 0	2, 0 0 0
料理教室	1, 2 0 0	1, 7 0 0	1, 5 0 0	4, 4 0 0
音楽教室	7 0 0	9 0 0	8 0 0	2, 4 0 0

陶芸教室	600	700	700	2,000
------	-----	-----	-----	-------

(2) 姫路市城乾市民センター

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
会議室	円 1,000	円 1,300	円 1,100	円 3,400
和室(1)	600	800	600	2,000
和室(2)	800	900	900	2,600
普通教室	800	900	900	2,600
料理教室	800	1,100	1,000	2,900

(3) 姫路市飾磨市民センター

区分	午前	午後	夜間	全日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
大ホール	円 4,800	円 6,400	円 6,100	円 17,300	
中ホール	全室	1,900	2,600	1,900	6,400
	半室	1,000	1,300	1,000	3,300
展示室	700	800	800	2,300	
第1会議室	800	1,000	800	2,600	
第2会議室	700	900	700	2,300	
第3会議室	200	300	200	700	
第1和室	400	600	400	1,400	
第2和室	900	1,200	900	3,000	
第3和室	1,000	1,300	1,000	3,300	
第4和室	1,300	1,700	1,300	4,300	

料理教室	900	1,200	900	3,000
------	-----	-------	-----	-------

(4) 姫路市中央市民センター

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
中ホール	円 1,700	円 2,200	円 1,700	円 5,600
第1会議室	700	900	700	2,300
第2会議室	800	1,000	800	2,600
第1和室	700	900	700	2,300
第2和室	900	1,200	900	3,000

(5) 姫路市広畑市民センター

区分	午前	午後	夜間	全日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
大ホール	円 5,600	円 7,500	円 5,600	円 18,700	
中ホール	全室	2,200	2,900	2,200	7,300
	半室	1,100	1,500	1,100	3,700
展示室	全室	2,200	3,000	2,200	7,400
	半室	1,100	1,600	1,100	3,800
第1会議室	1,500	1,900	1,500	4,900	
第2会議室	800	1,000	800	2,600	
第1和室	1,000	1,300	1,000	3,300	
第2和室	800	1,000	800	2,600	
第3和室	800	1,000	800	2,600	
第4和室	900	1,200	900	3,000	

普通教室（１）	1, 100	1, 600	1, 100	3, 800
普通教室（２）	1, 100	1, 600	1, 100	3, 800
特別教室（１）	1, 300	1, 800	1, 300	4, 400
特別教室（２）	1, 200	1, 700	1, 200	4, 100
料理教室	1, 100	1, 600	1, 100	3, 800
音楽教室	1, 200	1, 700	1, 200	4, 100
陶芸教室	700	900	700	2, 300

(6) 姫路市網干市民センター

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
大ホール		円 6, 200	円 8, 100	円 6, 200	円 20, 500
中ホール	全室	2, 000	2, 700	2, 000	6, 700
	半室 A	1, 100	1, 600	1, 100	3, 800
	半室 B	900	1, 200	900	3, 000
展示室	全室	2, 800	3, 600	2, 800	9, 200
	半室	1, 500	1, 800	1, 500	4, 800
会議室		1, 300	1, 700	1, 300	4, 300
第 1 和室		800	1, 000	800	2, 600
第 2 和室		900	1, 100	900	2, 900
第 3 和室		900	1, 200	900	3, 000
普通教室（１）		800	1, 000	800	2, 600
普通教室（２）		800	1, 000	800	2, 600
特別教室		1, 700	2, 300	1, 700	5, 700
料理教室		1, 500	1, 900	1, 500	4, 900
音楽教室		1, 100	1, 600	1, 100	3, 800

(7) 姫路市東市民センター

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
大ホール		円 5,600	円 7,300	円 5,600	円 18,500
中ホール	全室	1,700	2,200	1,700	5,600
	半室	900	1,100	900	2,900
展示室		1,300	1,700	1,300	4,300
第 1 会議室		600	700	600	1,900
第 2 会議室		700	900	700	2,300
第 1 和室		800	900	800	2,500
第 2 和室		800	1,000	800	2,600
第 3 和室		700	900	700	2,300
普通教室		1,000	1,200	1,000	3,200
特別教室 (1)		1,200	1,600	1,200	4,000
特別教室 (2)		1,200	1,700	1,200	4,100
料理教室		1,000	1,200	1,000	3,200

(8) 姫路市大的市民センター

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
会議室		円 1,900	円 2,500	円 1,900	円 6,300
第 1 和室		600	700	600	1,900
第 2 和室		600	800	600	2,000
普通教室 (1)		700	900	700	2,300

普通教室（２）	８００	１，０００	８００	２，６００
特別教室	１，２００	１，６００	１，２００	４，０００

(9) 姫路市高岡市民センター

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前９時から 正午まで	午後１時から 午後５時まで	午後６時から 午後９時まで	午前９時から 午後９時まで
会議室	全室	円 ３，０００	円 ４，０００	円 ３，０００	円 １０，０００
	(A)	円 ７００	円 ９００	円 ７００	円 ２，３００
	(B)	円 ６００	円 ７００	円 ６００	円 １，９００
	(C)	円 ９００	円 １，１００	円 ９００	円 ２，９００
	(D)	円 ８００	円 １，０００	円 ８００	円 ２，６００
会議室控室		円 ３００	円 ４００	円 ３００	円 １，０００
和室		円 ４００	円 ７００	円 ４００	円 １，５００
普通教室（１）		円 ９００	円 １，２００	円 ９００	円 ３，０００
普通教室（２）		円 ４００	円 ７００	円 ４００	円 １，５００

備考 表中（A）、（B）、（C）及び（D）は、間仕切りにより区分された会議室の一部分をいう。

(10) 姫路市勝原市民センター

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前９時から 正午まで	午後１時から 午後５時まで	午後６時から 午後９時まで	午前９時から 午後９時まで
会議室	全室	円 １，８００	円 ２，３００	円 １，８００	円 ５，９００
	(A)	円 ７００	円 ９００	円 ７００	円 ２，３００
	(B)	円 ７００	円 ９００	円 ７００	円 ２，３００
	(C)	円 ６００	円 ７００	円 ６００	円 １，９００

小会議室	400	600	400	1,400
和室	700	900	700	2,300
普通教室	1,100	1,500	1,100	3,700

備考 表中(A)、(B)及び(C)は、間仕切りにより区分された会議室の一部をいう。

(11) 姫路市灘市民センター

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大ホール	円 6,200	円 8,100	円 6,200	円 20,500
中ホール	2,200	3,000	2,200	7,400
展示室	2,200	2,800	2,200	7,200
第1会議室	700	900	700	2,300
第2会議室	700	900	700	2,300
第1和室	800	1,000	800	2,600
第2和室	800	1,000	800	2,600
第3和室	800	1,000	800	2,600
第1教室	1,100	1,500	1,100	3,700
第2教室	1,000	1,300	1,000	3,300
料理教室	1,100	1,300	1,100	3,500
音楽教室	1,300	1,700	1,300	4,300
特別教室	1,100	1,600	1,100	3,800

(12) 姫路市家島群島開発総合センター

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで

集会室	円 3,900	円 5,300	円 3,900	円 13,100
会議室	1,300	1,800	1,300	4,400
調理実習室	1,200	1,600	1,200	4,000
研修講座室（和室1）	900	1,200	900	3,000
研修講座室（和室2）	400	600	400	1,400
研修講座室（和室3）	200	300	200	700

(13) 姫路市北部市民センター

区分	午前	午後	夜間	全日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
大ホール	円 8,300	円 11,100	円 8,300	円 27,700	
研修室1	1,500	1,900	1,500	4,900	
研修室2	800	1,000	800	2,600	
研修室3	1,000	1,300	1,000	3,300	
研修室4	400	600	400	1,400	
研修室5	600	800	600	2,000	
研修室6	900	1,100	900	2,900	
会議室1	600	700	600	1,900	
会議室2	600	700	600	1,900	
多目的ルーム	全室	2,000	2,700	2,000	6,700
	半室	1,000	1,300	1,000	3,300
創作実習室	1,200	1,700	1,200	4,100	
控室	600	700	600	1,900	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第149号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市花の北市民広場条例の一部を改正する条例について

姫路市花の北市民広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市花の北市民広場条例の一部を改正する条例

姫路市花の北市民広場条例（昭和54年姫路市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表大ホールの項平日の目中「5,090」を「5,600」に、「8,140」を「9,000」に、「10,180」を「11,200」に、「20,370」を「25,800」に改め、同項土曜日、日曜日及び休日の目中「6,110」を「6,700」に、「10,180」を「11,200」に、「12,220」を「13,400」に、「25,460」を「31,300」に改め、同表音楽教室の項中「1,520」を「1,700」に、「2,030」を「2,200」に、「5,600」を「6,100」に改め、同表第1楽屋の項中「500」を「600」に、「1,520」を「1,800」に改め、同表第2楽屋の項中「610」を「600」に改め、同表展示室の項平日の目中「1,420」を「1,600」に、「1,930」を「2,100」に、「5,290」を「5,800」に改め、同項土曜日、日曜日及び休日の目中「1,620」を「1,800」に、「2,240」を「2,500」に、「6,110」を「6,800」に改め、同表中ホールの項中「1,520」を「1,700」に、「2,030」を「2,200」に、「5,600」を「6,100」に改め、同表小ホールの項中「810」を「900」に、「1,120」を「1,200」に、「3,050」を「3,300」に改め、同表第1会議室の項中「500」を「600」に、「1,420」を「1,600」に改め、

同表第2会議室の項中「610」を「700」に、「710」を「800」に、「2,030」を「2,300」に改め、同表第3会議室の項中「1,010」を「1,100」に、「1,520」を「1,700」に、「4,070」を「4,500」に改め、同表第4会議室の項中「610」を「700」に、「710」を「800」に、「2,030」を「2,300」に改め、同表第5会議室の項中「810」を「900」に、「1,010」を「1,100」に、「2,850」を「3,100」に改め、同表第6会議室の項中「1,120」を「1,200」に、「1,520」を「1,700」に、「4,170」を「4,600」に改め、同表第1和室の項及び第2和室の項中「810」を「800」に改め、同表第3和室の項中「1,120」を「1,100」に改め、同表第4和室の項中「710」を「800」に、「910」を「1,000」に、「2,540」を「2,800」に改め、同表被服教室の項中「810」を「900」に、「1,120」を「1,200」に、「3,050」を「3,300」に改め、同表美術工芸教室の項中「710」を「800」に、「910」を「1,000」に、「2,540」を「2,800」に改め、同表料理教室の項中「1,010」を「1,100」に、「1,320」を「1,500」に、「3,660」を「4,100」に改め、同表茶室の項中「500」を「600」に、「710」を「800」に、「1,930」を「2,200」に改め、同表陶芸炉室の項中「810」を「800」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 5 0 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立生涯学習大学校条例の一部を改正する条例について

姫路市立生涯学習大学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立生涯学習大学校条例の一部を改正する条例

姫路市立生涯学習大学校条例（昭和 5 5 年姫路市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「1 1, 0 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に、「1 6, 5 0 0 円」を「2 2, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「9 0 0 円」を「1, 2 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に入学した者に係る授業料について適用し、同日前に入学した者に係る授業料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 5 1 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立好古学園大学校条例の一部を改正する条例について

姫路市立好古学園大学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立好古学園大学校条例の一部を改正する条例

姫路市立好古学園大学校条例（昭和 5 5 年姫路市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「4, 0 0 0 円」を「8, 0 0 0 円」に、「6, 0 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に入学した者に係る授業料について適用し、同日前に入学した者に係る授業料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 5 2 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市環境ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について

姫路市環境ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市環境ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

姫路市環境ふれあいセンター条例（平成 1 5 年姫路市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表大ホールの項中「3, 1 4 0」を「3, 3 9 0」に、「4, 1 9 0」を「4, 5 2 0」に、「1 0, 4 7 0」を「1 1, 3 0 0」に改め、同表会議室の項中「6 2 0」を「6 6 0」に、「8 3 0」を「8 8 0」に、「2, 0 7 0」を「2, 2 0 0」に改め、同表多目的室の項中「7 3 0」を「7 8 0」に、「9 4 0」を「1, 0 0 0」に、「2, 4 0 0」を「2, 5 6 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 5 3 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立網干健康増進センター条例の一部を改正する条例について

姫路市立網干健康増進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立網干健康増進センター条例の一部を改正する条例

姫路市立網干健康増進センター条例（平成 2 1 年姫路市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 温水プールの項中「6 2 0 円」を「7 5 0 円」に改め、同表グラウンドゴルフ場の項中「5 2 0 円」を「7 0 0 円」に改め、同表トレーニングジム（トレーニングスタジオを含む。）の項中「8 3 0 円」を「1, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 5 4 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市夢さき夢のさと条例の一部を改正する条例について

姫路市夢さき夢のさと条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市夢さき夢のさと条例の一部を改正する条例

姫路市夢さき夢のさと条例（平成 1 8 年姫路市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 農産物処理加工室の項中「1 , 1 0 0」を「1 , 2 0 0」に改め、同表研修室の項中「5 5 0」を「7 0 0」に改め、同表そば道場の項中「1 1 0」を「1 5 0」に改め、同表コテージ（定員 6 人）の項宿泊の目中「1 6 , 5 0 0」を「1 7 , 2 0 0」に改め、同表シャワールームの項中「2 1 0」を「3 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第155号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市はやしだ交流センター条例の一部を改正する条例について

姫路市はやしだ交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市はやしだ交流センター条例の一部を改正する条例

姫路市はやしだ交流センター条例（平成18年姫路市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第2多目的室の項中「1,570」を「2,100」に、「2,090」を「2,800」に、「3,660」を「4,900」に、「5,230」を「7,000」に改め、同表談話室の項中「310」を「450」に、「410」を「600」に、「730」を「1,050」に、「1,040」を「1,500」に改め、同表調理実習室の項中「830」を「1,050」に、「1,040」を「1,400」に、「1,880」を「2,450」に、「2,720」を「3,500」に改め、同表ふれあい広場の項中「620」を「750」に、「830」を「1,000」に、「1,460」を「1,750」に、「2,090」を「2,500」に改める。

別表第3大人（中学生以上）の項当日入浴券（1人1回につき）の目中「650」を「750」に改め、同項回数券（入浴券6枚つづり）の目中「3,250」を「3,750」に改め、同表小学生の項当日入浴券（1人1回につき）の目中「310」を「370」に改め、同項回数券（入浴券6枚つづり）の目中「1,550」を「1,850」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の別表第3の規定により交付されている回数券は、この条例による改正後の別表第3の規定により交付された回数券とみなす。

議 案 第 1 5 6 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市漁港管理条例の一部を改正する条例について

姫路市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市漁港管理条例の一部を改正する条例

姫路市漁港管理条例（平成 1 8 年姫路市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「別表第 1 に掲げる」を削り、「市施設」の次に「のうち旅客船用大型浮棧橋又は旅客船用小型浮棧橋」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、監視船、警備船その他公務に従事する船舶については、この限りでない。

第 1 3 条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

第 1 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 第 1 1 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に施設を使用することはできない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

第 1 5 条中「占用料を、」の次に「法第 4 3 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 4 4 条第 1 項に規定する認定計画において法第 4 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第 5 0 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）は別表第 3 に定める土砂採取料又は別表第 4 に定める占用料を」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第 3 9 条第 4 項に規定する者については、この限りでない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

許可を受けた者の区分	単位	金額（円）
一般旅客定期航路事業者（海上運送法（昭和24年法律第187号）第8条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）	係船岸20メートルにつき1年	250,000
人の運送をする不定期航路事業（海上運送法第20条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を営む者	係船岸20メートルにつき1日	760
旅客不定期航路事業者（海上運送法第21条の2に規定する者をいう。以下同じ。）		

備考

- 1 第13条第2項ただし書の規定による承認を受けて使用する場合の使用料は、徴収しない。
- 2 使用の期間が1年未満であるときは、月割によって計算する。この場合において、使用の期間が1月未満であるとき、又は1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

別表第2備考第6項及び第7項並びに別表第4備考第5項及び第6項中「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る許可について適用し、同日前の使用に係る許可については、なお従前の例による。

議 案 第 1 5 7 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について

姫路市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

姫路市社会福祉審議会条例（平成 1 2 年姫路市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「児童福祉」の次に「及び精神障害者福祉」を加える。

第 8 条中「に規定する民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、同条第 2 項」を「（法第 1 2 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び法第 1 1 条第 2 項」に改め、「の各号」を削り、同条中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号を第 3 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するための民生委員審査専門分科会
- (2) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議するための障害福祉専門分科会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 5 8 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市すこやかセンター条例の一部を改正する条例について

姫路市すこやかセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市すこやかセンター条例の一部を改正する条例

姫路市すこやかセンター条例（平成 1 4 年姫路市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 3 項中「3 0 0 円」を「4 0 0 円」に改める。

別表第 4 中

「

円	円	デイトタイム利用
5 2 0	5, 2 0 0	4, 1 9 0 円
5 2 0	5, 2 0 0	フルタイム利用
9 4 0	9, 4 0 0	5, 7 6 0 円

を

」

「

円	円	デイトタイム利用
6 0 0	6, 0 0 0	4, 8 0 0 円
6 0 0	6, 0 0 0	フルタイム利用
1, 1 0 0	1 1, 0 0 0	6, 6 0 0 円

に改め、同表備考

」

3 中「国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する」を削る。

別表第 5 老人福祉センターの款多目的ホールの項中「1, 2 5 0」を「1, 3 5 0

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に、この条例による改正前の別表第4の規定（以下この項において「旧規定」という。）により交付されている回数券はこの条例による改正後の別表第4の規定（以下この項において「新規定」という。）により交付された回数券と、旧規定により交付されている定期利用券は新規定により交付された定期利用券とみなす。この場合において、新規定により交付されたものとみなされる定期利用券の有効期間は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における旧規定により交付されている定期利用券の有効期間の残存期間と同一の期間とする。
- 3 この条例による改正後の別表第5の規定は、施行日以後にされた申請に係る使用料について適用し、施行日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 5 9 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市社会福祉事業施設条例の一部を改正する条例について

姫路市社会福祉事業施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市社会福祉事業施設条例の一部を改正する条例

姫路市社会福祉事業施設条例（昭和 5 1 年姫路市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 姫路市立障害者やすらぎルームの款中「2 1 0 円」を「3 1 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 6 の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 6 0 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立診療所条例の一部を改正する条例について

姫路市立診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立診療所条例の一部を改正する条例

姫路市立診療所条例（昭和 3 9 年姫路市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

文書名	種類	金額 (1 通につき)	備考
普通診断書・証明書	身体検査等の証明	2, 2 0 0 円	精密検査料その他の 経費は、含まない。
	診断書のうち病状経過等の証明内容が簡易なもの		
	その他記載内容が簡易なもの		
証明書	その他医師の所見等を必要としないもの	1 0 0 円	
特殊診断書・証明書	診断書のうち病状経過等の証明内容が複雑なもの	5, 5 0 0 円	(1) 精密検査料その他の経費は、含まない。

	生命保険の症状調査 等交通事故の診療明 細・証明等		(2) 副本は、普通診 断書・証明書とす る。
	その他記載内容が複 雑なもの		
死亡診断書	生命保険に関するも のその他一般的記述 のもの	3, 8 5 0 円	
その他の診断書又は 証明書		市長が別に定める額	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 1 6 1 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市休日・夜間急病センター条例の一部を改正する条例について

姫路市休日・夜間急病センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市休日・夜間急病センター条例の一部を改正する条例

姫路市休日・夜間急病センター条例（昭和 5 3 年姫路市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（使用料及び手数料）

第 4 条 急病センターにおいて診療を受けた者（以下「受診者」という。）に対しては、この条例の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収する。

2 使用料の額は、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 7 6 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた算定方法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 7 1 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた基準に基づき算定した額とする。

3 消費税及び地方消費税が課されることとなる診療については、前項の規定により算定した額には、消費税及び地方消費税相当額が含まれているものとする。

4 手数料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）の額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 4 条関係）

文書名	種類	金額	備考
-----	----	----	----

		(1通につき)	
普通診断書・ 証明書	身体検査等の証明 診断書のうち病状経過等の 証明内容が簡易なもの その他記載内容が簡易なもの	2,200円	精密検査料その他の 経費は、含まない。
証明書	その他医師の所見等を必要 としないもの	100円	
特殊診断書・ 証明書	診断書のうち病状経過等の 証明内容が複雑なもの 生命保険の症状調査等交通 事故の診療明細・証明等 その他記載内容が複雑なもの	5,500円	(1) 精密検査料そ の他の経費は、 含まない。 (2) 副本は、普通 診断書・証明書 とする。
死亡診断書	生命保険に関するものその 他一般的記述のもの	3,850円	
その他の診断 書又は証明書		市長が別に定め る額	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 1 6 2 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例について

姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例

姫路市立夢前福祉センター条例（平成 1 9 年姫路市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 2 中	円	円	デイトタイム利用	を
	5 2 0	5, 2 0 0	4, 1 9 0 円	
	5 2 0	5, 2 0 0	フルタイム利用	
	9 4 0	9, 4 0 0	5, 7 6 0 円	

」

「

円	円	デイトタイム利用	に改める。
6 0 0	6, 0 0 0	4, 8 0 0 円	
6 0 0	6, 0 0 0	フルタイム利用	
1, 1 0 0	1 1, 0 0 0	6, 6 0 0 円	

」

別表第 3 多目的研修室の項及び和室の項中「1, 2 5 0」を「1, 3 5 0」に改め、同表会議室の項中「4 1 0」を「4 4 0」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に、この条例による改正前の別表第2の規定（以下この項において「旧規定」という。）により交付されている回数券はこの条例による改正後の別表第2の規定（以下この項において「新規定」という。）により交付された回数券と、旧規定により交付されている定期利用券は新規定により交付された定期利用券とみなす。この場合において、新規定により交付されたものとみなされる定期利用券の有効期間は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における旧規定により交付されている定期利用券の有効期間の残存期間と同一の期間とする。
- 3 この条例による改正後の別表第3の規定は、施行日以後にされた申請に係る使用料について適用し、施行日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 6 3 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例（平成 1 2 年姫路市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「6 0 0 円」を「8 0 0 円」に改め、同条第 2 項第 9 4 号中「2, 3 8 0 円」を「2, 5 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第164号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市宿泊型児童館条例の一部を改正する条例について

姫路市宿泊型児童館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市宿泊型児童館条例の一部を改正する条例

姫路市宿泊型児童館条例（平成3年姫路市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第4 宿泊室A 宿泊室Cの項中「500」を「750」に改め、同表宿泊室Bの項中「1,000」を「1,400」に改め、同表天文教室の項中「500」を「580」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る占有使用料について適用し、施行日前の使用に係る占有使用料については、なお従前の例による。

3 施行日以後に宿泊室A、宿泊室B、宿泊室C又は天文教室を使用しようとする者がこの条例の公布の日前に使用許可に係る申請をした場合における当該使用許可に係る占有使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議 案 第 1 6 5 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年姫路市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改める。

第 3 6 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加え、「同号又は同条第 2 号」を「同条第 1 号又は第 2 号」に改め、「教育・保育給付認定子どもの総数」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

第 5 1 条第 3 項中「含む。））」の次に「、「同号」とあるのは「同条第 3 号」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 6 6 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市書写山観光施設条例の一部を改正する条例について

姫路市書写山観光施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市書写山観光施設条例の一部を改正する条例

姫路市書写山観光施設条例（平成 1 7 年姫路市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 号の表普通の項中「6 0 0」を「7 0 0」に、「1, 0 0 0」を「1, 2 0 0」に改め、同表小児の項中「3 0 0」を「3 5 0」に、「5 0 0」を「6 0 0」に改め、別表第 2 第 3 号の表普通の項中「6, 0 0 0」を「7, 0 0 0」に、「1 0, 0 0 0」を「1 2, 0 0 0」に改め、同表小児の項中「3, 0 0 0」を「3, 5 0 0」に、「5, 0 0 0」を「6, 0 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 3 0 年 3 月 1 8 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に姫路市書写山観光施設条例第 7 条第 1 項の規定により乗車料を納付した際に発行された回数乗車券を有する者は、普通片道回数乗車券にあつては 1 枚につき 1 0 0 円、普通往復回数乗車券にあつては往路又は復路での使用 1 回につき 1 0 0 円、小児片道回数乗車券にあつては 1 枚につき 5 0 円、小児往復回数乗車券にあつては往路又は復路での使用 1 回につき 5 0 円（同条例第 2 1 条第 3 項の規定により利用料金を納付した場合にあつては、それぞれの額の範囲内で市長の承認を得て指定管理者が定める額）を追加し

て納付することにより、この条例の施行の日以後も、当該乗車券を提示して索道を利用することができるものとする。

(姫路市書写山観光施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 姫路市書写山観光施設条例の一部を改正する条例（平成29年姫路市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100円」を「200円」に、「1回につき50円」を「1回につき150円」に、「1枚につき50円」を「1枚につき100円」に、「25円」を「75円」に改める。

議 案 第167号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立美術館条例の一部を改正する条例について

姫路市立美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立美術館条例の一部を改正する条例

姫路市立美術館条例（昭和57年姫路市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1講堂の項中「1,360」を「1,500」に、「1,780」を「2,050」に、「3,140」を「4,100」に改め、同表会議室の項中「410」を「500」に、「630」を「700」に、「1,040」を「1,400」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第168号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路文学館条例の一部を改正する条例について

姫路文学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路文学館条例の一部を改正する条例

姫路文学館条例（平成2年姫路市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条中「2,090円」を「3,070円」に改める。

別表第1常設展示観覧の項一般の目中「310」を「450」に、「240」を「360」に改め、同項大学生・高校生の目中「210」を「300」に、「160」を「240」に改め、同項中学生・小学生の目中「100」を「150」に、「80」を「120」に改める。

別表第2特別展示室の項及び講堂の項中「7,330」を「10,240」に、「3,160」を「4,410」に、「4,170」を「5,830」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日以後に特別展示室を使用しようとする者が、この条例の公布の日前に使用許可に係る申請をした場合における当該使用許可に係る使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議 案 第 1 6 9 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市書写の里・美術工芸館条例の一部を改正する条例について

姫路市書写の里・美術工芸館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市書写の里・美術工芸館条例の一部を改正する条例

姫路市書写の里・美術工芸館条例（平成6年姫路市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般の項中「310」を「500」に、「250」を「400」に改め、同表大学生・高校生の項中「210」を「300」に、「160」を「240」に改め、同表中学生・小学生の項中「50」を「70」に、「40」を「50」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 1 7 0 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路キャスパホール条例の一部を改正する条例について

姫路キャスパホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路キャスパホール条例の一部を改正する条例

姫路キャスパホール条例（平成 3 年姫路市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中

「

円	円	円	円	
8, 3 5 0	1 3, 5 4 0	1 5, 6 8 0	3 7, 5 7 0	を
1 0, 3 8 0	1 6, 9 0 0	1 9, 5 5 0	4 6, 8 3 0	

」

「

円	円	円	円	
1 0, 0 2 0	1 6, 2 4 0	1 8, 8 1 0	4 5, 0 7 0	に改める。
1 2, 4 5 0	2 0, 2 8 0	2 3, 4 6 0	5 6, 1 9 0	

」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に

係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 7 1 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市民プラザ条例の一部を改正する条例について

姫路市民プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市民プラザ条例の一部を改正する条例

姫路市民プラザ条例（平成 1 3 年姫路市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表中

円		円	
9, 4 2 0		1 0, 3 2 0	
5, 2 3 0	を	5, 7 3 0	に改め、同項第 2 号の表中
6, 8 0 0		7, 4 5 0	
9, 9 5 0		1 0, 9 0 0	
9, 4 2 0		1 0, 3 2 0	

円	円	円	円	
2, 4 0 0	3, 1 4 0	2, 8 2 0	8, 3 6 0	を
2, 9 3 0	3, 9 8 0	3, 5 6 0	1 0, 4 7 0	

円	円	円	円	
2, 6 3 0	3, 4 4 0	3, 0 9 0	9, 1 6 0	に改め、別表第 1

3, 210	4, 360	3, 900	11, 470
--------	--------	--------	---------

」

第2項の表中

「

円	円	円	円
1, 880	2, 510	2, 200	6, 590
2, 200	2, 930	2, 610	7, 740
3, 870	5, 130	4, 600	13, 600
5, 020	6, 600	5, 970	17, 590
1, 460	1, 880	1, 670	5, 010
1, 670	2, 200	1, 990	5, 860
2, 930	3, 870	3, 450	10, 250
3, 770	5, 020	4, 500	13, 290

を

」

「

円	円	円	円
2, 060	2, 750	2, 410	7, 220
2, 410	3, 210	2, 860	8, 480
4, 240	5, 620	5, 040	14, 900
5, 500	7, 230	6, 540	19, 270
1, 600	2, 060	1, 830	5, 490
1, 830	2, 410	2, 180	6, 420
3, 210	4, 240	3, 780	11, 230
4, 130	5, 500	4, 930	14, 560

に改める。

」

別表第2一般の項中「520」を「560」に改め、同表中学生・小学生の項中「260」を「280」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 7 2 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国際交流センター条例の一部を改正する条例について

姫路市国際交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市国際交流センター条例の一部を改正する条例

姫路市国際交流センター条例（平成 1 3 年姫路市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

別表第 1 項の表中

「

円	円	円	円
2, 9 5 0	3, 9 7 0	2, 9 5 0	9, 8 7 0
1, 8 3 0	2, 4 4 0	1, 8 3 0	6, 1 0 0
2, 0 3 0	2, 6 4 0	2, 0 3 0	6, 7 0 0
8 1 0	1, 1 2 0	8 1 0	2, 7 4 0
8 1 0	1, 1 2 0	8 1 0	2, 7 4 0
8 1 0	1, 1 2 0	8 1 0	2, 7 4 0
3, 6 6 0	4, 8 8 0	3, 6 6 0	1 2, 2 0 0
2, 0 3 0	2, 6 4 0	2, 0 3 0	6, 7 0 0
1, 4 2 0	1, 9 3 0	1, 4 2 0	4, 7 7 0
1, 5 2 0	2, 0 3 0	1, 5 2 0	5, 0 7 0
2, 2 4 0	2, 9 5 0	2, 2 4 0	7, 4 3 0

を

2, 240	2, 950	2, 240	7, 430
--------	--------	--------	--------

」

「

円	円	円	円
3, 180	4, 240	3, 180	10, 600
1, 950	2, 600	1, 950	6, 500
2, 160	2, 880	2, 160	7, 200
870	1, 160	870	2, 900
870	1, 160	870	2, 900
870	1, 160	870	2, 900
3, 930	5, 240	3, 930	13, 100
2, 160	2, 880	2, 160	7, 200
1, 530	2, 040	1, 530	5, 100
1, 620	2, 160	1, 620	5, 400
2, 400	3, 200	2, 400	8, 000
2, 400	3, 200	2, 400	8, 000

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 7 3 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立動物園条例の一部を改正する条例について

姫路市立動物園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立動物園条例の一部を改正する条例

姫路市立動物園条例（昭和 2 6 年姫路市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「2 1 0 円」を「2 5 0 円」に、「3 0 円」を「5 0 円」に改める。

第 4 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 7 4 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路みなとドーム条例の一部を改正する条例について

姫路みなとドーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路みなとドーム条例の一部を改正する条例

姫路みなとドーム条例（平成 1 2 年姫路市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表アマチュアスポーツに使用の項中「6, 350」を「8, 250」に、「8, 200」を「10, 660」に、「12, 710」を「15, 250」に、「27, 260」を「34, 160」に改め、同表その他の催物の項中「17, 600」を「18, 250」に、「75, 520」を「76, 170」に改める。

別表第 3 一般の項中「610」を「850」に改め、同表中学生・小学生の項中「300」を「450」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 7 5 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路駅北にぎわい交流広場条例の一部を改正する条例について

姫路駅北にぎわい交流広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路駅北にぎわい交流広場条例の一部を改正する条例

姫路駅北にぎわい交流広場条例（平成 2 6 年姫路市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 日当たりの使用料の欄中「1 0 0 円」を「1 5 0 円」に、「2 0 0 円」を「3 0 0 円」に、「3 0 円」を「4 0 円」に、「1 5 円」を「2 0 円」に、「2 5 円」を「4 0 円」に、「5 円」を「1 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第176号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市体育施設条例の一部を改正する条例について

姫路市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 姫路市体育施設条例（昭和55年姫路市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「6月及び9月 午前10時」を「午前10時」に改め、「7月及び8月 午前10時から午後8時まで」を削る。

別表第4第1項第1号の表午前9時から午後5時まで（1時間につき）の欄中「2,750」を「3,300」に、「1,830」を「2,200」に、「910」を「1,100」に、「1,010」を「1,200」に、「500」を「600」に、「760」を「900」に改め、同表午後5時から午後9時まで（1時間につき）の欄中「3,300」を「3,960」に、「2,200」を「2,640」に、「1,100」を「1,320」に、「1,220」を「1,440」に、「610」を「720」に、「910」を「1,080」に改め、同項第2号の表午前9時から午後5時まで（1時間につき）の欄中「3,510」を「4,200」に、「2,340」を「2,800」に、「1,170」を「1,400」に、「1,010」を「1,200」に、「860」を「1,000」に改め、同表午後5時から午後9時まで（1時間につき）の欄中「4,210」を「5,040」に、「2,810」を「3,360」に、「1,400」を「1,680」に、「1,220」を「1,440」に、「1,030」を「1,200」に改め、同項第3号の表午前9時から午後5時まで（1時間につき）の欄中「2,950」を

「3,600」に、「1,470」を「1,800」に、「1,010」を「1,200」に、「400」を「500」に、「810」を「1,000」に改め、同項第4号の表を次のように改める。

区分		午前9時から午後5時まで （1時間につき）
野球場	グラウンド（スタンドを含む。）及び 室内練習場	円 3,800
	グラウンド（スタンドを含む。）	3,000
	室内練習場（1室につき）	1,000

別表第4第1項第5号の表午前9時から午後5時まで（1時間につき）の欄中「1,010」を「1,200」に、「100」を「150」に改め、同項第6号の表午前9時から午後5時まで（夜間照明設備のある野球場にあっては、午前9時から午後9時まで）（1時間につき）の欄及び同項第7号の表午前9時から午後5時まで（1時間につき）の欄中「300」を「400」に改め、同項第8号の表午前9時から午後5時まで（1時間につき）の欄中「1,620」を「1,900」に改め、同項第9号の表午前9時から午後5時まで（1時間につき）の欄中「400」を「500」に改め、同項第10号の表午前9時から午後5時まで（1時間につき）の欄中「860」を「1,000」に改め、同表午後5時から午後9時まで（1時間につき）の欄中「1,030」を「1,200」に改め、同項第11号の表午前9時から午後5時まで（1時間につき）の欄中「860」を「1,000」に、「500」を「600」に改め、同表午後5時から午後9時まで（1時間につき）の欄中「1,030」を「1,200」に、「610」を「720」に改め、同項第12号の表午前9時から午後5時まで（1時間につき）の欄中「710」を「800」に、「350」を「400」に改め、同表午後5時から午後9時まで（1時間につき）の欄中「850」を「960」に、「420」を「480」に改め、同項第13号の表午前9時から午後5時まで（1時間につき）の欄中「810」を「1,000」に改め、同表午後5時から午後9時まで（1時間につき）の欄中「970」を「1,200」に改め、同項第14号の表午前9時から午後5時まで（

1時間につき)の欄中「610」を「800」に、「300」を「400」に、「400」を「500」に改め、同表午後5時から午後9時まで(1時間につき)の欄中「730」を「960」に、「360」を「480」に、「480」を「600」に改め、同項第15号の表午前9時から午後5時まで(1時間につき)の欄中「400」を「500」に改め、同表午後5時から午後9時まで(1時間につき)の欄中「480」を「600」に改め、同項第16号の表午前9時から午後5時まで(1時間につき)の欄中「610」を「800」に、「300」を「400」に、「450」を「500」に、「400」を「500」に、「500」を「600」に改め、同表午後5時から午後9時まで(1時間につき)の欄中「730」を「960」に、「360」を「480」に、「550」を「600」に、「480」を「600」に、「610」を「720」に改め、同項第18号の表中

「

円	円
610	730
300	360
610	730
300	360
300	360
300	360
150	180
400	480

「

円	円
800	960
400	480
700	840
400	480
400	480
400	480
200	240
500	600

を

に改め、同項第1

」

」

9号の表午前9時30分から午後5時まで(1時間につき)の欄中「610」を「700」に改め、同表午後5時から午後9時まで(1時間につき)の欄中「730」を「840」に改め、同項第20号の表午前9時から午後5時まで(1時間につき)の欄中「610」を「800」に、「300」を「400」に、「150」を「200」に、「1,010」を「1,200」に、「400」を「500」に、「200」を「250」に改め、同表午後5時から午後9時まで(1時間につき)

の欄中「730」を「960」に、「360」を「480」に、「180」を「240」に、「1,220」を「1,440」に、「480」を「600」に、「240」を「300」に改め、同項第21号の表午前9時から午後5時まで（1時間につき）の欄中「300」を「400」に、「150」を「200」に、「400」を「500」に改め、同表午後5時から午後9時まで（1時間につき）の欄中「360」を「480」に、「180」を「240」に、「480」を「600」に改める。

別表第5第1項第1号の表使用料の欄中「150」を「180」に、「70」を「90」に、「1,500」を「1,800」に、「700」を「900」に、「250」を「300」に、「120」を「150」に、「2,500」を「3,000」に、「1,200」を「1,500」に、「200」を「240」に、「2,000」を「2,400」に、「100」を「120」に、「1,000」を「1,200」に、「8,000」を「9,600」に、「4,000」を「4,800」に、「300」を「360」に改め、同項第2号の表使用料の欄中「100」を「120」に、「50」を「60」に、「1,000」を「1,200」に、「500」を「600」に、「150」を「180」に、「70」を「90」に、「1,500」を「1,800」に、「700」を「900」に、「250」を「300」に、「120」を「150」に、「2,500」を「3,000」に、「1,200」を「1,500」に改め、同項第3号の表使用料の欄中「100」を「120」に、「50」を「60」に、「1,000」を「1,200」に、「500」を「600」に改め、同項第4号の表使用料の欄中「各施設」を削り、「250」を「300」に、「120」を「150」に、「2,500」を「3,000」に、「1,200」を「1,500」に改め、同項第5号の表使用料の欄中「100」を「120」に、「50」を「60」に、「1,000」を「1,200」に、「500」を「600」に、「150」を「180」に、「70」を「90」に、「1,500」を「1,800」に、「700」を「900」に、「200」を「240」に、「2,000」を「2,400」に改め、同項第6号の表使用料の欄中「200」を「240」に、「2,000」を「2,400」に、「10

0」を「120」に、「1,000」を「1,200」に改める。

第2条 姫路市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第4第1項第4号の表中

「		「										」
	午前9時から午後5時まで（1時間につき）		を		午前9時から午後5時まで（1時間につき）				午後5時から午後9時まで（1時間につき）			」
	円				円				円		に改める。	
	3,800				3,800				4,560			
	3,000				3,000				3,600			
	1,000				1,000				1,200			

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の別表第4の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第1条の規定の施行の際現に、同条の規定による改正前の別表第5第1項第1号から第5号までの規定（以下「旧規定」という。）により交付されている回数券は同条の規定による改正後の別表第5第1項第1号から第5号までの規定（以下「新規定」という。）により交付された回数券と、旧規定により交付されている年間使用券は新規定により交付された年間使用券とみなす。この場合において、新規定により交付されたものとみなされる年間使用券の有効期間は、同条の規定の施行の日における旧規定により交付されている年間使用券の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

議 案 第 1 7 7 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立手柄山温室植物園条例の一部を改正する条例について

姫路市立手柄山温室植物園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立手柄山温室植物園条例の一部を改正する条例

姫路市立手柄山温室植物園条例（昭和 5 4 年姫路市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表大人の項中「2 1 0」を「2 5 0」に、「1 7 0」を「2 0 0」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 7 8 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市平和資料館条例の一部を改正する条例について

姫路市平和資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市平和資料館条例の一部を改正する条例

姫路市平和資料館条例（平成 8 年姫路市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 一般の項中「2 1 0」を「2 5 0」に、「1 6 0」を「2 0 0」に改める。

別表第 2 多目的展示室及び会議室の項中「3, 1 4 0」を「3, 7 6 0」に、「4, 1 9 0」を「5, 0 2 0」に、「7, 3 3 0」を「8, 7 8 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 7 9 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立水族館条例の一部を改正する条例について

姫路市立水族館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立水族館条例の一部を改正する条例

姫路市立水族館条例（昭和 4 1 年姫路市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
別表一般の項中「5 2 0」を「6 0 0」に、「4 6 0」を「5 4 0」に、「4 1 0」を「4 8 0」に、「3 6 0」を「4 2 0」に改め、同表中学生・小学生の項中「2 1 0」を「2 5 0」に、「1 8 0」を「2 2 0」に、「1 6 0」を「2 0 0」に、「1 4 0」を「1 7 0」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 8 0 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立公園条例の一部を改正する条例について

姫路市立公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立公園条例の一部を改正する条例

姫路市立公園条例（平成 1 8 年姫路市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 号の表多目的ホール 1 の項中「2, 1 3 0」を「2, 5 0 0」に、「2, 9 5 0」を「3, 5 0 0」に、「5, 0 8 0」を「6, 0 0 0」に改め、同表多目的ホール 2 の項及び多目的ホール 3 の項中「1, 0 1 0」を「1, 2 0 0」に、「1, 4 2 0」を「1, 7 0 0」に、「2, 4 3 0」を「2, 9 0 0」に改め、同表研修室の項中「3, 7 0 0」を「4, 4 0 0」に、「5, 2 0 0」を「6, 2 0 0」に、「8, 9 0 0」を「1 0, 6 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 8 1 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市給水条例の一部を改正する条例について

姫路市給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市給水条例の一部を改正する条例

姫路市給水条例（昭和 3 6 年姫路市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 3 7 条の 2 第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 8 2 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例について

姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例

姫路市立野外活動センター条例（昭和 5 3 年姫路市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表体育室の項中「3 6 0」を「5 4 0」に、「4 8 0」を「7 2 0」に、「1, 3 6 0」を「1, 9 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 8 3 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市青少年センター条例の一部を改正する条例について

姫路市青少年センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市青少年センター条例の一部を改正する条例

姫路市青少年センター条例（平成 1 5 年姫路市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表創作活動ルームの項中「8 1 0」を「1, 1 3 0」に、「1, 2 2 0」を「1, 7 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 8 4 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路科学館条例の一部を改正する条例について

姫路科学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路科学館条例の一部を改正する条例

姫路科学館条例（平成 4 年姫路市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 常設展示観覧の項一般の目及びプラネタリウム観覧の項一般の目中「5 2 0」を「6 0 0」に、「4 1 0」を「4 8 0」に改める。

「

別表第 2 中	円 7, 3 3 0	円 3, 1 6 0	円 4, 1 7 0	を
---------	---------------	---------------	---------------	---

」

「

円 8, 0 3 0	円 3, 4 4 0	円 4, 5 9 0	に改める。
---------------	---------------	---------------	-------

」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 8 5 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立図書館併設ホール条例の一部を改正する条例について

姫路市立図書館併設ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立図書館併設ホール条例の一部を改正する条例

姫路市立図書館併設ホール条例（平成 1 8 年姫路市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号の表中

4, 8 1 0	7, 8 5 0	6, 9 1 0	1 7, 9 1 0
6, 0 7 0	9, 8 4 0	8, 8 0 0	2 2, 4 1 0

を

「

6, 2 5 0	1 0, 2 0 0	8, 7 5 0	2 1, 4 9 0
7, 8 1 0	1 2, 7 5 0	1 0, 9 3 0	2 6, 8 6 0

に改め、同項第 2 号の表

」

中

5, 7 6 0	9, 4 2 0	8, 2 7 0	2 3, 4 6 0
7, 3 3 0	1 1, 8 3 0	1 0, 5 8 0	2 9, 7 5 0

を

」

「

7, 4 2 0	9, 8 9 0	1 0, 3 8 0	2 4, 7 4 0
9, 2 7 0	1 2, 3 6 0	1 2, 6 9 0	3 0, 9 2 0

に改め、同項第 3 号の表

」

」

「

中

6, 280	10, 260	9, 010	25, 560
7, 850	12, 780	11, 410	32, 050

を

」

「

7, 700	10, 270	10, 780	25, 680
9, 620	12, 830	13, 470	32, 100

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 8 6 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市市民会館に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市市民会館

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市飾磨区三宅一丁目 1 9 6 番地

(2) 名 称 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

(3) 代表者 理事長 甲良 佳司

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 8 7 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市城乾市民センター等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市城乾市民センター、姫路市中央市民センター及び姫路市大的市民センター

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市飾磨区三宅一丁目 1 9 6 番地

(2) 名 称 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

(3) 代表者 理事長 甲良 佳司

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 8 8 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市花の北市民広場に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市花の北市民広場

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市飾磨区三宅一丁目 1 9 6 番地

(2) 名 称 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

(3) 代表者 理事長 甲良 佳司

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 8 9 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市南恒屋ふれあい農園に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市南恒屋ふれあい農園

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市香寺町恒屋 5 5 1 番地 1 7

(2) 名 称 南恒屋ふれあい農園管理組合

(3) 代表者 組合長 岩見 昌彦

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 9 0 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市夢さき夢のさとに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市夢さき夢のさと

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市夢前町宮置 9 0 9 番地 1

(2) 名 称 有限会社夢前夢工房

(3) 代表者 取締役 衣笠 愛之

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 9 1 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市石倉峯相の里に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市石倉峯相の里

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市石倉 5 3 番地 1

(2) 名 称 特定非営利活動法人石倉企画

(3) 代表者 理事 西川 勝彦

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 9 2 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市休日・夜間急病センターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市休日・夜間急病センター

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市西今宿三丁目 7 番 2 1 号

(2) 名 称 公益財団法人姫路市救急医療協会

(3) 代表者 理事長 石橋 悦次

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 9 3 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立飾磨児童センター等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立飾磨児童センター、姫路市立東児童センター及び姫路市立面白山児童センター

2 指定管理者となる団体

- (1) 所在地 姫路市安田三丁目 1 番地
- (2) 名 称 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 段 守

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 9 4 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市書写山観光施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市書写山観光施設

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市西駅前町 1 番地

(2) 名 称 神姫バス株式会社

(3) 代表者 代表取締役 長尾 真

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 9 5 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路キャスパホールに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路キャスパホール

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市神屋町 1 4 3 番地 2 姫路市文化コンベンションセンター内

(2) 名 称 公益財団法人姫路市文化国際交流財団

(3) 代表者 理事長 中元 孝迪

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 9 6 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路城西御屋敷跡庭園好古園に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路城西御屋敷跡庭園好古園

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市飾磨区三宅一丁目 1 9 6 番地

(2) 名 称 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

(3) 代表者 理事長 甲良 佳司

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 9 7 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路みなとドームに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路みなとドーム

2 指定管理者となる団体

神姫バスグループ共同事業体

(1) 代表者

所在地 姫路市花田町一本松 1 番地の 1

名 称 神姫トラストホープ株式会社

代表者 代表取締役 切原 慎治

(2) 構成員

所在地 姫路市西駅前町 1 番地

名 称 神姫バス株式会社

代表者 代表取締役 長尾 真

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 9 8 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立総合スポーツ会館等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立総合スポーツ会館、姫路市立中央体育館、姫路市立球技スポーツセンター、姫路市立姫路球場、姫路市立豊富球場、姫路市立中島野球場、姫路市立灘浜野球場、姫路市立広畑野球場、姫路市立白浜新開野球場、姫路市立林田グラウンド、姫路市立陸上競技場、姫路市立花北体育館及び姫路市立スケートボードパーク

2 指定管理者となる団体

- (1) 所在地 姫路市飾磨区三宅一丁目 1 9 6 番地
- (2) 名 称 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
- (3) 代表者 理事長 甲良 佳司

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 9 9 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立飾磨体育館に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立飾磨体育館

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 東京都中央区銀座四丁目 1 2 番 1 5 号

(2) 名 称 株式会社オーエンス

(3) 代表者 代表取締役 大木 一雄

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 2 0 0 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立手柄山温室植物園に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立手柄山温室植物園

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市飾磨区三宅一丁目 1 9 6 番地

(2) 名 称 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

(3) 代表者 理事長 甲良 佳司

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 2 0 1 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

財産区管理委員の選任について

飾東財産区管理委員として下記の者を選任したいので、議会の同意を得たい。

姫路市財産区管理会条例（昭和 3 8 年姫路市条例第 3 2 号）第 3 条の規定により提出する。

記

松 尾 富 昭

高 尾 武 弘

大 西 泰 仁

加 藤 久 明

高 須 稔

加 藤 昌 之

議 案 第 2 0 2 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

財産区管理委員の選任について

船山財産区管理委員として下記の者を選任したいので、議会の同意を得たい。

姫路市財産区管理会条例（昭和 3 8 年姫路市条例第 3 2 号）第 3 条の規定により提出する。

記

谷 口	秀 文
小 林	紀 久
平 石	満
上 田	敏 信
白 井	勝 進
平 石	信 幸
藤 田	政 輔

議 案 第 2 0 3 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日議決を得た議案第 1 2 5 号アイランドハウスいえしま荘に係る指定管理者の指定の件中、指定の期間を下記のとおり議決更正したい。

記

「平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで」に更正する。

議 案 第 2 0 4 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日議決を得た議案第 1 2 7 号姫路市仁色ふるさと農園に係る指定管理者の指定の件中、指定の期間を下記のとおり議決更正したい。

記

「平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで」に更正する。

議 案 第 2 0 5 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日議決を得た議案第 1 3 6 号姫路市勤労市民会館に係る指定管理者の指定の件中、指定の期間を下記のとおり議決更正したい。

記

「平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで」に更正する。

議 案 第 2 0 6 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和 5 年 6 月 2 6 日 議決を得た議案第 6 6 号市川美化センター排ガス処理設備等整備工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「709,500,000円」を「683,848,043円」に更正する。

議 案 第 2 0 7 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和 3 年 1 2 月 2 1 日議決を得た議案第 1 2 0 号手柄山スポーツ施設整備運営事業契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「33, 298, 792, 097円」を「35, 119, 069, 925円」に更正する。

議 案 第 2 0 8 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例

姫路市附属機関設置条例（平成 2 6 年姫路市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の款に次のように加える。

姫路市いじめ問題 再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 3 0 条 第 2 項の規定に基づく同法第 2 8 条第 1 項の規定による調査 の結果についての調査
--------------------	--

別表教育委員会の款姫路市いじめ問題調査委員会の項中「（平成 2 5 年法律第 7 1 号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

用すべき減算事由がありながら必要な減算をせず、また、算定要件を満たしていない加算を算定して、介護給付費を不正に請求したことなどである。

- (3) 処分庁は、令和4年3月23日付けで児童福祉法第21条の5の24第1項に基づき、[REDACTED]を指定障害児通所支援事業所とする指定障害児通所支援事業者の指定について、令和4年5月1日から同年10月31日までの6か月間、指定の一部の効力を停止する処分（以下当該処分並びに上記(1)及び(2)の各取消処分を併せて「本件各取消等処分」という。）をした。

当該処分の理由は、審査請求人が令和元年6月1日から同年11月8日までの間、指定基準で配置が求められる児童発達支援管理責任者の勤務実態がなかったにもかかわらず、適用すべき減算事由がありながら必要な減算をせず、また、算定要件を満たしていない加算を算定し、障害児通所給付費を不正に請求したことなどである。

- (4) 処分庁は、令和4年3月23日付けで、審査請求人に対し、納期限を同年4月12日として、次の返還金及び加算金を請求した。

ア 23, 118, 937円（上記(1)の不正請求により姫路市が支払った障害児通所給付費に係る返還金16, 513, 527円及び加算金6, 605, 410円）

イ 244, 979円（上記(2)の不正請求により姫路市が支払った介護給付費に係る返還金174, 985円及び加算金69, 994円）

ウ 9, 163, 035円（上記(3)の不正請求により姫路市が支払った障害児通所給付費に係る返還金6, 545, 025円及び加算金2, 618, 010円）

- (5) 上記(4)アからウまでに記載の各返還金及び加算金について、各納付期限までにそれぞれ納付がなかったため、処分庁は、令和4年4月19日付けで、同年5月2日を期限として、各督促状を送付して、各督促処分（以下「当初各督促処分」という。）をした。

- (6) 審査請求人は、令和4年4月28日、本件各取消等処分の全部の取消しを求めて審査請求をした。

- (7) 処分庁は、令和4年8月15日付けで、当初各督促処分を取り消した。

- (8) 上記(4)アからウまでに記載の各返還金及び加算金について、各納付期限までにそれぞれ納付がなかったため、処分庁は、令和4年8月15日付けで、審査請求人に対し、同年8月25日を期限として、各督促状を送付して、各督促処分（以下「本件各督促処分」という。）をした。なお、各督促状には、根拠法令として「地方自治法第231条の3第1項」がそれぞれ追記された。
- (9) 審査請求人は、令和4年11月14日、本件各督促処分の全部の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

4 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

次のとおり、本件各督促処分は、違法であるから、取り消されるべきである。

ア 審査請求人は、令和4年4月28日付けで、本件各取消等処分に対する審査請求をし、現在、本件各取消等処分の効力が争われているから、本件各取消等処分は有効なものとして確定していない。

したがって、有効に確定していない本件各取消等処分を前提とする本件各督促処分は違法である。

イ 本件各督促処分は、審査請求人に対し不利益を及ぼすものであるにもかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与がされていない。

したがって、本件各督促処分は違法である。

(2) 処分庁の主張

次のとおり、本件各督促処分は適法であるから、審査請求人の請求は棄却されるべきである。

ア 行政処分には公定力が生じ、審査請求は対象となった処分の効力を停止させる効果を有さないため、本件各取消等処分の有効性は、本件各督促処分の適法性に影響しないから、審査請求人の主張には理由がない。

また、そもそも、本件各取消等処分と本件各督促処分は全く別の手続であり、本件各督促処分は本件各取消等処分の有効性を要件とするものではないため、この点においても審査請求人の主張には理由がない。

イ 本件各督促処分は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第

4号に規定する一定の額の金銭の納付を命じる処分であるから、同条第1項に規定する聴聞又は弁明の機会の付与は不要である。

5 審査庁（姫路市長）が行う裁決の主文案

本件審査請求を棄却する。

6 審査庁（姫路市長）が行う裁決の理由案（要旨）

- (1) 地方自治法第231条の3第1項は、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、これを督促しなければならないと規定しているところ、本件各督促処分は、審査請求人が上記3(4)アからウまでの金額を納期限までに納付せず、本件各督促処分時においても納付されていないことからなされたものである。

また、本件各取消等処分と本件各督促処分は、それぞれ目的を異にする別個の独立した行政処分であるから、本件各取消等処分が無効であるか、取り消された場合でない限り、本件各督促処分に影響を及ぼすものではないと解すべきである。

本件各取消等処分に重大かつ明白な瑕疵はないから無効であるとは認められず、取り消された事実もないのであるから、本件各取消等処分は本件各督促処分の適法性に影響を及ぼさない。

- (2) 行政手続法第13条第2項は、同項各号のいずれかに該当するときは、同条第1項に規定する不利益処分をしようとする場合の意見陳述のための手続を執る必要がない旨規定しているところ、同条第2項第4号は、一定の額の金銭の納付を命じるときを規定している。

本件各督促処分は、一定の額の金銭の納付を命じる処分であるから、同条第2項第4号に該当する処分であり、同条第1項に規定する聴聞及び弁明の機会の付与の手続を執る必要がない。

したがって、本件各督促処分に際し、聴聞及び弁明の機会の付与をせずとも、本件各督促処分は適法である。

- (3) 本件各督促処分のその他の部分についても、これを違法又は不当とする理由は認められず、本件審査請求には理由がない。

報 告 第 33号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 19号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	144,112円
事件の概要	令和5年5月4日17時35分頃、姫路市兼田218番1地先の県道妻鹿花田線と市道糸引49号線との交差点において、本市救急自動車と相手方普通乗用自動車が発生し、当該車両が損傷したもの

報 告 第 35号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 21号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	80,300円
事件の概要	令和5年6月5日14時10分頃、姫路市飾東町山崎697番2地先の本市が管理する里道において、本市軽貨物自動車相手方所有のブロック塀に接触し、当該ブロック塀に損害を与えたもの

報 告 第 36号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 22号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

記

訴えの提起について

- 1 事件名 家屋明渡し等請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

代表者 市長 清元 秀泰

被告 別表1から別表4までに記載のとおり

3 事件の概要

別表1記載の者は、市営住宅の入居名義人であるが、度々の督促、催告にもかかわらず、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納している。このため、令和5年7月31日限りで契約を解除し、明渡しを求めたが、これに応じないため訴えを提起するものである。

別表2記載の者は、市営住宅の入居名義人の同居者であるが、入居名義人が死亡

報 告 第 37号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 23号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	47,100円
事件の概要	令和5年6月19日10時15分頃、姫路市香寺町中仁野161番3地先の市道香呂101号線において、本市職員が本市ごみ収集車のドアを開けたところ、同市道を走行中の相手方軽乗用自動車に当該ドアが接触し、当該車両に損害を与えたもの

報 告 第 38号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 24号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	建物浸水事故
損害賠償額	1, 370, 000円
事件の概要	令和5年6月5日9時頃、姫路市保城620番地1の市営保城住宅において、給湯管から漏れ出した水が階下に漏れ、相手方所有の仏壇に損害を与えたもの

報 告 第 39号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 25号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損 害 賠 償 額	32,280円
事 件 の 概 要	令和5年5月23日12時10分頃、姫路市佃町200番8地先の市道城陽57号線において、本市軽貨物自動車相手方自転車に接触し、相手方を負傷させたもの

報 告 第 40号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 26号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
損害賠償額	31,064円
事件の概要	令和5年8月25日9時50分頃、相手方軽乗用自動車は姫路市花田町加納原田791番1地先の市道花田20号線を走行中、同市道上の陥没に左側前輪が落ち込み、当該車両が損傷したもの

報 告 第 43号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 29号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	自動車損傷事故
損害賠償額	482,867円
事件の概要	令和5年1月24日16時30分頃、姫路市砥堀1240番地3の姫路市立砥堀小学校において、風により当該小学校から飛散した物置の屋根材が、近隣の住宅に駐車していた相手方所有の普通乗用自動車に接触し、当該車両に損害を与えたもの

報 告 第 44号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 30号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	93,500円
事件の概要	令和5年5月31日13時頃、姫路市夢前町塚本201番1地先の市道菅野169号線において、本市ごみ収集車が相手方所有の家屋の雨樋 <small>どい</small> に接触し、当該家屋に損害を与えたもの

報 告 第 45号

令和 5年11月24日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 31号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損 害 賠 償 額	325,137円
事 件 の 概 要	令和5年7月26日9時15分頃、姫路市北条口四丁目21番地先の県道姫路停車場線において、本市軽貨物自動車相手方普通乗用自動車に追突し、当該車両に損害を与えたもの